

倉敷市議会議員

お お も り ひ で ゆ き

大守秀行

市議会だより

2014.7 No.5

発行責任者：大守秀行
〒713-8550
倉敷市玉島乙島7471番地
TEL：(086)525-2226
自宅：倉敷市中島1835-20



1. 「徴収業務と納税環境の整備について」

概要

市税収納システムの先進的な取り組みをされている群馬県前橋市収納課の組織は、正規職員、嘱託職員、臨時職員を含めた人員は、税財務企画室10名、収納管理係14名、収納第一係～第四係41名の合計65名の体制である。また、収納業務の経緯は、平成3年度以降、収納率は下がり続け、平成16年度決算で、滞納繰越額が一般税と国民健康保険税ともに50億超となり合計100億円を超え、収納率も一般税88.9%、国民健康保険税63.7%と低下し過去最低の状況であった。

しかし、平成17年度以降V字回復し、平成24年度の一般税収納率は96.9%、国民健康保険税収納率は82.5%と全国トップクラスの収納率を誇っている。

一方、本市の平成24年度一般税収納率は94.2%で、当市中核市41市中15位の収納率であった。

質問1 前橋市の平成24年度一般税収納率は96.9%、対して本市は94.2%の収納率で、トップクラスの前橋市と比較すると、収納率に約3%のほどの開きがあるが、仮に本市の収納率が1%向上した場合、収入金額はいくら増加するのかお示ください。

答弁 市民局長 本市の平成24年度の市税の最終調停金額は、838億円あまり、収納金額は789億円あまり、収納率は94.2%であった。仮に24年度の収納率が1%増の95.2%だったとすると、収入金額は797億円あまりとなり、8.4億円収入金額が増加することとなります。

質問2 前橋市では、平成18年度から軽自動車のコンビニ収納を開始し、平成19年度から市県民税・固定資産税・国民健康保険税もコンビニ収納を開始し、平成22年度にはペイジーを導入、更には、平成25年度からは、クレジット収納とモバイル収納も同時に運用を開始している。

本市においては、固定資産税、都市計画税、市県民税普通徴収分のコンビニ収納を、平成27年度から導入することが予定されているが、そのほかに、市税の収納率向上の取り組みなどあればお示ください。

答弁 市民局長 本市は従来からの軽自動車税に加えて、平成27年度から、固定資産税、都市計画税、市県民税普通徴収分の各税目において、コンビニ収納の開始を予定しております。また、これらの税目につきましては、滞納分もコンビニでの納付が可能となり、今まで、納付に行く時間がないという納税者に対して、利便性の向上を図ることができるものと考えております。コンビニ収納システムをしっかりと確立することが、現段階の重要課題であり、クレジット収納やモバイル収納につきましては、今後の課題とさせていただきます。

質問3 前橋市の一般税、平成16年度の差押件数は797件で、収納率は88.7%であったが、その後、差押件数の大幅な伸びに合わせて収納率が向上し、平成24年度の差押件数は、6,961件で収納率は96.9%であった。実に、8年間で差押件数は6,164件増加し、収納率は8.2%増加している。また、前橋市の平成18年度、訪問徴収件数は19,900件で収納嘱託員数は11名であったが、平成25年度訪問徴収件数は850件、収納嘱託員数は5名で、7年間で訪問徴収件数は19,050件減少し、収納嘱託員数は6名の減少で、差押件数と収納率は上がる中、訪問徴収件数・収納嘱託員数は大幅に減少している。

本市の平成24年度の収納率は94.2%であったが、当時の差押件数、訪問徴収件数と収納嘱託員数をお示ください。また加えて、前橋市では、業務の中心は訪問徴収から財産調査・滞納処分へとシフトされ厳格な滞納整理体制を整えており、本市も前橋同様の滞納整理体制を整える必要があるかと思うが、本市のご所見をお聞かせください。

答弁 市民局長 本市の平成24年度における差押執行件数は1,470件、訪問収納件数は2,328件、収納嘱託員は7名となっております。次に、滞納整理体制についてでございますが、本市においても、財産調査と滞納処分は滞納整理の基本であると認識しております。そのため、平成25年度から職員を岡山県

滞納整理推進機構へ派遣し、機構のノウハウも取り入れて、収納率向上を図っているところでございます。その上で、滞納となってしまった事情や現在の収入状況・保有資産など総合的に勘案しながら、案件に応じて適切な対応を行うことも必要と考えております。

質問4 前橋市では徴収業務に携わる正規職員と嘱託職員、合計41名に平成20年度から班体制を導入している。これは、今までの個人単位での担当割り当てでは、個人的能力差や、性格の違いにより進捗に差異が生じる可能性があることから、組織的滞納整理の一貫性と、公平性の原則を確保するため、各係内に3名から4名の班をつくり、班で活動する組織体制の変更である。

この班では、班員は能力や相性を加味し編成されており、班長は年功序列ではなく、能力によって課長が任命し、班長は、班全体の業務を管理するほか、班長会議を開き滞納整理全体の進捗の把握や方針を決定し班員に伝え情報の共有を図る、また、外部研修に出向き内容を持ち帰り講義を担当したりもする。なかでも特筆すべきは、特別な手当はなく名誉職としての位置付けのなか、3年程度の実務経験者を経た、若手・中堅職員から選出し、職員の自主性とリーダーシップを育成している点であるが、前橋市の徴収業務の組織体制と、本市の組織体制を比較してのご所見をお聞かせください。

答弁 市民局長 前橋市では、収納1係から収納4係合計41名の職員で徴収業務を行い、そのうち、2つの係が現年分担当で2つの係が滞納繰越分の担当と伺っております。本市では、現年分及び150万円未満の滞納繰越分を担当する納税1.2.3系の3つの係と150万円以上の滞納繰越分を担当する徴収対策室が徴収業務を担当しております。3つの係は、それぞれ係長と5名の係員で構成され、徴収対策室は室長と5名の職員で構成されており、合計24名の職員で徴収業務を行っております。そのほかに、現年分の未納のお知らせのため、納税呼びかけセンターに非常勤嘱託員4名を配置し、また、滞納繰越分の臨戸訪問のため市税

収納小宅員5名を配置しております。能力や相性及びリーダーシップを考慮しての職員配置は、本市においても、係員配置において実施しているところですが、より良い組織の構築に向けて、前橋市の組織など研究してまいりたいと思います。

質問5 滞納整理の手法や技術などは、社会や経済情勢に応じて日々進化し多様化しているが、前橋市では危機的状況であった平成16年度当時の収納課は、専門性が低く責任の所在が曖昧であったため、平成17年度からトップダウン方式で勉強会を開催し、平成18年度からは年間二十数件の研修が生まれ、守秘義務をはじめとした収納業務全般から具体的な滞納整理実務まで職員のレベルにあった研修を実施し、組織内で知識を共有できる体制を確立しておられる。更には、業務マニュアルに変更があればすぐに改定を行い、常に最新の状態で運用されている。

本市の職員の方々の年間の研修内容や回数、対象者などの現状や今後の取り組みについて、加えて、業務マニュアルの運用状況や更新頻度についてご説明頂きたい。

答弁 市民局長 平成25年度には、新任者を対象とした、市税の徴収に関する基礎的な知識の習得を目的とする内部研修を12回行いました。また、外部研修では、2年目以降の職員に全般的な知識を習得させるため、10日間にわたる市町村アカデミーへの派遣や、東京税務協会が主催する公売などの徴収専門研修へ合計13回参加しております。今後とも、職員のスキルアップを図ることが研修に積極的に参加するとともに、職場内での研修も充実させてまいりたいと考えております。次に教務マニュアルにつきましては、「仕事のすすめ方の手引き」というマニュアルを作成しており、内部研修のテキストとして使用しております。このマニュアルは、当初、平成21年3月に作成し、これまで3回の改訂を行っており、マニュアルをより良いものとするよう、今後とも見直しを行ってまいります。

2. 「インフラ(橋梁・トンネル)の維持管理」

概要

道路法は、管理者の国や地方自治体に対し「道路を常時良好な状態に保つよう維持、修繕」することを努力義務としているが、同法には、具体的な維持や修繕に関する基準は、政令で定めると明記されているもの

の、これまで実際には基準は策定されていなかった。

しかし、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故などを背景に、国土交通省は基準を策定するため本格的に検討し、改正道路法が本年7月に施行され、すべての橋やトンネルを点検することが

義務化される予定となった。この背景には、利用者の皆様が安心して使い続けられるよう、道路管理者がすべきルールや基準を明確化するため、道路法に基づく点検や診断の基準が規定され、また、予算、体制、技術を組み合わせ、各道路管理者におけるメンテナンスサイクルを持続的に回す仕組みを構築し、あわせて、維持・管理・更新に責任を有するものだと考える。

質問1 国土交通省は道路についての具体的な維持や修繕に関する基準について、平成26年4月2日に「道路の維持・修繕に関する省令・告示の制定について」を発表したが、この内容についてご説明頂きたい。また加えて、国内には延長2m以上の橋梁は約70万橋あり、このうち約48万橋を市町村、約18万橋を都道府県・政令市、約2.7万橋を国、約1.6万橋を高速道路会社が管理している。また、トンネルは全国に約1万本存在し、約5,100本を都道府県・政令市、約2,300本を市町村、約1,800本を高速道路会社、約1,400本を国が管理しているが、そのうち、本市の管理する橋梁とトンネルの数量をお示しください。

答弁 建設局長 国土交通省では今後、橋梁等の道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、各道路管理者の責任による「点検→診断→措置→記録」というメンテナンスサイクルを確立するために具体的な点検頻度や方法等を定めることとしております。このため、道路の維持・修繕に関する具体的な基準等を定めるため、「道路法施行規則の一部を改正する条例」及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」を平成26年3月31日に公布し、7月1日の施行を予定しております。本市では、平成20年度より、幹線道路等の橋梁やトンネルの長寿命化を図るため、順次点検や修繕計画の策定を行ってまいりましたが、この改正を受けまして、国が定める統一基準により全橋梁の点検を行うこととしております。また、本市が管理する橋梁とトンネルの数でございますが、平成26年3月末時点で、橋梁5,856橋、トンネル10本でございます。

質問2 高度経済成長期などに、集中的に整備した橋梁やトンネルが今後急速に高齢化し、国内全体では、建設後50年経過する橋梁の割合は、平成25年度18%から、平成35年度には43%、約2.4倍となる。また、建設後50年経過するトンネルの割合は、平成25年度20%から平成35年度には34%、1.7倍に増加することが予想されている。本市の管理する橋梁とトンネルの、建設後50年経過する割合を、平成25年と平成35年でそれぞれお示しください。

答弁 建設局長 橋長15m以上の橋梁につきましては、平成25年の8%から平成35年には25%となります。なお、橋長15m以下の橋梁につきましては、建設年次が不明なものが多く、供用年数の把握ができていないのが現状でございます。また、トンネルにつきましては平成25年、平成35年ともに20%となっております。

質問3 点検・診断・措置・記録で構成されているメンテナンスサイクルの、「点検」については、各施設の特性を踏まえた、合理的な点検を実施する必要があると思うが、橋梁とトンネルそれぞれの点検方法について、内容や頻度をお示しください。また加えて、診断結果に基づき、措置を講じらと思うが、大きな不具合や問題があった場合の措置内容を教えて頂きたいのと、加えて、市民の皆様へのアナウンス方法をお示しください。

答弁 建設局長 道路法施行規則により、基本的には、橋梁やトンネルともに、5年に1度近接目視にて点検を行うこととなっておりますが、具体的な点検基準や要領は、今後示される予定でございます。また、診断結果において、不具合や問題があった場合には、その損傷状況に応じて、橋梁やトンネルの機能を早期に回復させるための必要な対策を講じてまいりたいと考えております。なお、対策を講じることによって、通行止めや通行規制が必要となる場合には、看板の設置や、町内会や関係機関への連絡などにより、適切に周知してまいりたいと考えております。

質問4 道路の現状や老朽化対策の必要性を、市民の皆様にご理解頂くために、橋梁等の老朽化の現状、点検・診断結果や措置の実施状況等に関する情報を取りまとめ、利用される市民の方々と積極的に情報を共有する必要があると思うが、現在どのような方法で市民の皆様と情報共有を図っているのかお示しください。

答弁 建設局長 現状では橋長15m以上の橋梁について、点検状況などホームページへ掲載しております。今後とも橋梁・トンネルの維持管理に関する情報をホームページへ掲載し、市民の皆様との情報共有を行ってまいりたいと考えております。



質問5 本市が所管する橋梁やトンネルの数量や老朽化の状況についてお示しを頂き、改めて相当な数量があることが認識できた。また、今後、展開するメンテナンスサイクルの運用についても、相当数の工数が必要になるかと思うが、それに対応するためには、客観的に現状人員ではマンパワーが不足しているように思う。それ相当の人員を配置し5年に1回の点検・メンテナンスを行えば、施設の長寿命化が計られ、結果的にコスト削減になると考えますが、その対策や取り組みをお示しください。

答 弁 伊東市長 / 5年サイクルで5,800橋と10本のトンネルの点検を行い、これに並行して、不具合があった橋梁やトンネルの補修工事等を行うためには、大幅な業務量の増加が見込まれております。このため、点検作業などを効率的に行うために、引き続き民間コンサルタントへ委託するとともに、業務量に見合った人員の配置や、専門性を有する職員の育成を行い、メンテナンスサイクルを持続的に実施してまいりたいと考えております。

平成26年度 6月補正予算(案)の概要

今回の補正予算は、子育て支援や地域経済の更なる活性化に向けた雇用対策・産業振興など早急に取り組む必要のある課題への対応を強化していくため、国などからの補助金を積極的に活用した事業費を中心に計上しています。

歳出では、まず、子育て支援への取り組みとして、保育士の確保に向けた潜在保育士復職推進事業費・保育体制強化事業費や放課後児童クラブの開所時間を延長するための経費を計上しています。また、生活に困窮している方への相談支援や就労支援を行う生活困窮者自立支援事業費や、医療・福祉等今後も人材不足が見込まれる分野の人材育成等の支援を行うことで雇用拡大につなげていくための障がい者相談支援事業所サポート事業費・介護従事者人材創出事業費・地域の人材発掘事業費や、国内外への販路拡大等を支援することで賃金上昇など従業員の処遇改善につなげていくためのくらしき地域資源活性化事業費を計上しています。

次に、市の主要な地場産業である児島地域の繊維産業の活性化を図るため、繊維を中心とした産業と地域の歴史、観光資源等を結び付けた地域再生戦略の策定に向けた調査研究に要する経費や、新たな広域連携のモデル事業として、高梁川流域7市3町の圏域全体の文化発信や経済成長を目指す「(仮称)高梁川流域圏

成長戦略ビジョン」策定に向けた経済動態等の調査研究に要する経費を計上しています。

また、国・県等の補助が内定したのものとして、コミュニティ助成事業費、老人福祉施設整備助成事業費、倉敷運動公園野球場のスコアボード改修事業費、健康増進事業費、理科観察・実験アシスタント配置事業費、指定文化財保存事業費などを計上し、一方、内示の減額に伴い、道路新設改良事業費、下水道事業費などについては、やむなく減額しています。

このほか、「大相撲倉敷場所」の開催を支援するための経費、平成27年度からの指定管理者を選定するための児島地区公園水泳場管理運営事業費などについて、債務負担行為を計上しています。加えて、特別会計の下水道事業減額につきましては、国からの助成金減額によるものです。

歳入では、国・県などからの補助金や市債を計上したほか、財政調整基金により財源の調整をしており、この結果、一般会計では2億8,900余万円の増額となり、累計では1,731億3,500余万円（前年度同期比104.2%）となっています。



予算規模

単位：千円

区 分	補正前の額	補 正 額	計	前年度同期比 (%)
一般会計	172,846,274	289,588	173,135,862	104.2
特別会計	120,537,504	△400,000	120,137,504	101.1
財産区会計	104,278	-	104,278	139.8
企業会計	46,887,600	-	46,887,600	127.2
合 計	340,375,656	△110,412	340,265,244	105.7

皆さんのご意見や市政についてのご相談は、お気軽にお声掛けやお電話、また、大守秀行ホームページ (<http://oomori-hideyuki.com>) 及びフェイスブックにてご連絡頂きますようお願い申し上げます。